

## 総合評価落札方式における価格点の上限について

水資源機構では、平成31年4月1日以降に一般競争入札の公告を行う全ての工事及び測量・建設コンサルタント等業務について、総合評価落札方式において価格点の上限を設定します。

(平成29年度から工事の総合評価落札方式(簡易型を除く)において価格点の上限を設定していますが、平成31年度から全ての工事及び測量・建設コンサルタント等業務へ拡充します。)

価格点の上限の概要は、以下のとおりです。詳細については、個別案件の入札説明書をご確認ください。

- ・ 工事に関する価格点の上限は、落札率70%とします。

価格点の上限：30点

- ・ 測量・建設コンサルタント等業務に関する価格点の上限は、落札率60%とします。

【簡易型】価格点の配分(40点)：技術点(40点) = 1：1の場合

価格点の上限：16点

【簡易型】価格点の配分(34点)：技術点(34点) = 1：1の場合

価格点の上限：13.6点

【標準型】価格点の配分(30点)：技術点(60点) = 1：2の場合

価格点の上限：12点

【標準型】価格点の配分(15点)：技術点(30点) = 1：2の場合

価格点の上限：6点

※【簡易型】1：1の業務については、「本業務に対する取り組み姿勢」は求めないこととします。

### ○価格点の上限と落札率の関係

